

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	11.0	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

備考 健全化比率のそれぞれの欄において、「—」が表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
渡名喜村簡易水道事業特別会計	—	20.0
渡名喜村農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。